

令和2年度 第6回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和2年6月29日（月） 午後2時 開議

城辺庁舎2階 会議室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和2年度第5回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第9号 宮古島市総合博物館協議会委員の任命について
- 日程第5 議案第10号 宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第11号 宮古島市立学校管理規則の一部改正について
- 日程第7 議案第12号 宮古島市芸術文化支援補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第8 議案第13号 城辺地区統合中学校に係るスクールバス導入計画の承認について
- 日程第9 そ の 他

## 議案第9号

### 宮古島市総合博物館協議会委員の任命について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年6月29日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

#### 提案理由

宮古島市博物館協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要があるため宮古島市総合博物館条例第3条第2項の規定により、本案を提出します。

別紙

宮古島市総合博物館協議会委員名簿（案）

任期 委嘱状交付の日～令和4年5月31日

区分	委員名	再・新	専門分野	備考
学識経験者	シモジ カズヒロ 下地 和宏	再	考古	宮古島市史編さん委員長 博物館協議会委員 平成24年～27年、平成30年～
	ナカチ クニヒロ 仲地 邦博	再	自然	宮古野鳥の会会長 宮古島市史編さん委員会委員 博物館協議会委員 平成26年～
	ヨナミネ イチヨ 與那嶺 一子	新	美術	沖縄県立博物館・美術館主任学芸員
	オロク ヒロコ 小緑 裕子	再	民俗	元宮古島市総合博物館学芸員 博物館協議会委員 平成28年～
	イナフク マサナリ 稲福 政斉	再	民俗	沖縄国際大学非常勤講師 沖縄大学非常勤講師 博物館協議会委員 平成30年～
	シンザト レイヨ 新里 玲子	新	工芸	宮古上布保持団体代表
学校教育	ヒガ トヨキ 比嘉 豊樹	新	学校教育	宮古島市立西城中学校（校長会会長）
	スナカワ ヤスオ 砂川 靖夫	再	学校教育	宮古島市立北小学校校長（校長会会長） 博物館協議会委員 令和元年～
社会教育	ノヒナ カズエ 饒平名 和枝	新	社会教育	宮古島市文化協会会長
	サトウ ノリヨ 佐藤 宣子	再	植物	宮古島市文化財保護審議委員会委員 博物館協議会委員 平成24年～

議案第10号

宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会委員の任命について

上記の議案を別紙の<sup>ように</sup>~~とおり~~提案する。

令和2年6月29日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会委員の任期満了に伴い、新たな委員を任命する必要があるため、宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会規則第2条の規定により、本案を提出します。

## 宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会委員名簿

令和2年6月

	選出区分	氏名	新・再	任期	役職名	備考
1	学識経験者	ナカソネ ヒシ 仲宗根 均	新	自 R2. 7. 1 至 R4. 6. 30	会長	元宮古島市職員
2	学識経験者	ミヤクニ マサト 宮國 雅人	新	自 R2. 7. 1 至 R4. 6. 30	監査	元学校給食共同調理場長
3	PTA代表	カワミツ カオリ 川満 かおり	新	自 R2. 7. 1 至 R4. 6. 30		南小PTA会長
4	PTA代表	スナカワ ヒロト 砂川 博人	再	自 R2. 7. 1 至 R4. 6. 30	監査	平良中PTA会長
5	小学校長代表	スナカワ ヤスオ 砂川 靖夫	再	自 R2. 7. 1 至 R4. 6. 30		北小
6	小学校長代表	イケムラ トシヒロ 池村 敏弘	再	自 R2. 7. 1 至 R4. 6. 30	監査	城辺小
7	小学校長代表	ヨナハ オサム 與那覇 修	新	自 R2. <del>4</del> 7. 1 至 R4. 6. 30		下地小
8	小学校長代表	ミヤギ カツノリ 宮城 克典	再	自 R2. 7. 1 至 R4. 6. 30		伊良部島小
9	中学校長代表	クダカ ミツヒコ 久高 三彦	新	自 R2. <del>4</del> 7. 1 至 R4. 6. 30		北中
10	中学校長代表	ヒガ トヨキ 比嘉 豊樹	再	自 R2. 7. 1 至 R4. 6. 30	副会長	西城中
11	中学校長代表	トモリ カズヒロ 友利 和広	再	自 R2. 7. 1 至 R4. 6. 30		上野中
12	養護教諭代表	マエザト ミチコ 前里 美智子	新	自 R2. 7. 1 至 R4. 6. 30		平一小養護教諭
13	栄養士代表	ヤマシロ リコ 山城 理子	新	自 R2. 7. 1 至 R4. 6. 30		上野調理場栄養士

議案第11号

宮古島市立学校管理規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年6月29日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

新型コロナウイルス感染防止対策に伴う学校臨時休業により不足した授業  
時数確保のため夏季休業日の特例を定めるには、規則を改正する必要がある  
ため本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市立学校管理規則の一部を改正する規則

宮古島市立学校管理規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「までの期間、」を「までとする。」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和2年度における夏季休業日の特例）

- 3 令和2年度における夏季休業日は、第3条第4号の規定にかかわらず、令和2年8月15日から8月31日までとする。ただし、授業時数の確保等のため、特に必要のある場合は、校長の申し出により、その間における5日以内を学校全体又は学年ごとに授業日とすることができる。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第12号

宮古島市芸術文化支援補助金交付要綱の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年6月29日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

補助事業の変更や確定に係る条文の追加及び文言を修正する必要があるため本案を提出します。



## 別紙

### 宮古島市芸術文化支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

宮古島市芸術文化支援補助金交付要綱（平成27年宮古島市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条及び第4条中「市長」を「教育長」に改める。

第5条の見出し中「提出及び返還の義務」を「補助事業の変更等」に改め、同条中「ができなかった場合は、速やかに市長に届け出るものとし、既に交付を受けた補助金を返還するものとする」を「を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、事前に補助事業計画変更等申請書（様式第4号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「完了」の次に「（事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）」を加え、「様式第4号」を「様式第5号」に、「市長」を「教育長」に改め、同条第2号中「市長」を「教育長」に改める。

第7条中「市長」を「教育長」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（交付額の確定等）

第7条 教育長は前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る交付対象事業等の実施結果が補助金の交付決定の内容（第5条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定により補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える金額について、返還を命ずるものとする。

様式第1号中「宮古島市長」を「宮古島市教育委員会 教育長」に、「市長」を「教育長」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

宮教委指令第 \_\_\_\_\_ 号

団体の所在地  
団体名  
代表者

宮古島市芸術文化支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で補助金交付申請のあった \_\_\_\_\_ 事業  
については、宮古島市芸術文化支援補助金交付要綱第4条の規定により金 \_\_\_\_\_ 円  
を交付する。

年 月 日

宮古島市教育委員会  
教育長 \_\_\_\_\_ 印

教育長

- 1 この通知を受けた後、補助事業の内容に重要な変更が生じた場合は、予め市長に届け出なければならない。
- 2 当該事業終了後1か月以内又は交付を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を教育長に提出しなければならない。
- 3 補助金の執行にあたっては、宮古島市補助金等交付規則及び宮古島市芸術文化支援補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号中「宮古島市長」を「宮古島市教育委員会 教育長」に改める。  
様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

宮古島市教育委員会  
教育長 殿

団体の所在地

団 体 名

代 表 者



宮古島市芸術文化支援補助事業変更等申請書

年 月 日付け宮教委指令第 号で補助金交付決定を受けた宮古島市芸術文化  
支援補助金について、下記のとおり事業計画を変更・中止・廃止したいので、承認願  
います。

1 事業名

2 事業変更等内容

3 事業変更等理由

4 添付書類（変更等の理由たる事実を明らかにする書類）

(1)

(2)

様式第4号の次に次の2様式を加える。

様式第5号（第6条関係）

様式第5号(第6条関係)		年 月 日	
宮古島市教育委員会 教育長 様		団体名	
		住所	
		代表者名	㊟
宮古島市芸術文化支援補助金実績報告書			
宮古島市芸術文化支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助事業の実績を下記のとおり報告します。			
記			
1 事業の名称			
2 交付決定年月日	年	月	日
3 事業の実施期間	年	月	日
	年	月	日
4 事業の総経費額	円		
5 事業の成果			
6 添付書類			
(1) 収支決算書			
(2) その他教育長が必要と認める書類			

様式第6号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

宮教委達第 号

団体の所在地  
団 体 名  
代 表 者

宮古島市芸術文化支援補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった宮古島市芸術文化支援補助金について、実績報告書の審査及び現地調査の結果、宮古島市芸術文化支援補助金交付要綱第7条の規定により金 円に確定します。

年 月 日

宮古島市教育委員会  
教育長



附 則

この告示は、公布の日から施行する。

議案 13 号

城辺地区統合中学校に係るスクールバス導入計画の承認について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和 2 年 6 月 29 日 提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

令和 3 年 4 月に開校する「城東中学校」のスクールバス運行において、導入計画を策定する必要があるため、本案を提出します。

## 城辺地区統合中学校に係るスクールバス導入計画（案）

### 1 計画の目的

城辺地区統合中学校は、「福嶺・城辺・砂川・西城」の4中学校を統合し、現在の西城中学校の位置に新設校として、令和3年4月に開校予定です。

城辺地区4中学校の統合に関して、約8割の保護者が「通学距離が遠くなることに不安がある。」とし、「スクールバスや無料の路線バスがあれば利用する。」と回答しています。

そこで、生徒の登下校に係る安全確保及び利便性、並びにまた保護者の負担軽減を図る目的で、スクールバス導入を行います。

### 2 スクールバスの利用基準について

- (1) 宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則第9条では、スクールバスの運行対象校及び対象地区は以下のとおりとなっています。また、教育委員会が必要と認める場合は、運行することができるものとなっています。

別表（第9条関係）

対象校	対象行政区
鏡原小学校	宮原 高野
下地小学校	来間
下地中学校	来間
結の橋学園	伊良部 仲地 国仲 長浜 佐和田

- (2) 国では、公立小中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、スクールバス購入の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によってとらえることが一般的となっています。

- (3) 城辺統合中学校に係るスクールバスの利用基準については、(1)の別表（第9条関係）に対象校「城東中学校」対象行政区「保良・七又・吉野・新城・皆福・福東・福中・福西・福北・福南・西東・仲原・加治道・上区・下南・うるか・友利」を加えます。

### 3 スクールバスの運行方法について

- (1) スクールバスの運行について、生徒の安心・安全な登下校の運行ルートや運行時間等の設定を行います。
- (2) バス停は、生徒、保護者の負担軽減を図り、公民館の利用やバス停へ上屋等の整備を行います。

(3) 城東中学校では、スクールバス2台で運行します。(※「6運行計画」のとおり)

※スクールバスを利用する生徒の予測人数

令和3年度の福嶺・城辺・砂川の生徒予測人数は、3年生16人、2年生39人、1年生24人です。(城東中学の校区外は含まれていません。)

	城辺中校区	砂川中校区	福嶺中校区	計
中学3年(現中学2年)	9	5	2	16
中学2年(現中学1年)	24	11	4	39
中学1年(現小学6年)	14	3	7	24
計	47	19	13	79

(西城中校区中学3年8人、中学2年14人、中学1年6人 計28人)

#### 4 スクールバスの運行日及び回数について

宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則に基づいて以下のとおりとします。実際の運行時間については、学校長との調整により最終的な決定とします。

(1) 運行日は学校の休業日を除く、生徒の登校する日とします。

(2) 1日の運行回数は、原則として3回とします、

(登校時1回 下校時2回 \*下校時の内1回は部活対応)

※部活動終了時間は、4～10月は19:00前後、11～3月は18:30前後として仮定しています。

(3) 土曜日や夏休み等の長期休業中(祝祭日を除く)の運行回数は、登校時1回、下校時1回の計2回とし、具体的な運行に関しては、学校長及び保護者と協議の上、調整します。

(4) 運行時刻については、夏季、秋季、授業や部活動の終了時刻等を考慮し、学校長と保護者の協議の上、決定します。

#### 5 スクールバスの利用料について

「宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則」で定める範囲内での利用の場合は、無料となります

#### 6 運行計画

##### (1) 登校時

ルート	A	B
バス必要台数	1台(中型)	1台(中型)
バス利用人数員	36人	43人
出発	中組付近(上区)	皆福
通行距離(片道)	14.1km	13.9km
所要時間	28分	27分
出発時間	7:28	7:31
到着時間	7:56	7:58
利用生徒	城辺校区(西東、仲原、加治道)、砂川校区に住んでいる生徒	福嶺校区、城辺校区(西東、仲原、加治道除く)に住んでいる生徒



(2) ルート

ア ルートA (黄色線) : 砂川校区 → 城辺校区 (仲原、西東公民館付近、  
加治道) → 城東中

※停留所を西東公民館付近に変え、市道城辺19号線から加治道へ向かう。

イ ルートB (赤色線) : 福嶺校区 → 城辺校区 (西東、仲原、加治道除く)  
→ 城東中



ウ 停留所毎の状況 ルートA

城東中	中組付近	花切付近	砂川小前	砂川	友利	仲原	館前 西東公民	加治道	城東中
生徒数	0	4	2	9	4	1	7	9	36
乗車時間	28	26	24	22	20	14	12	5	
区間時間	8	2	2	2	2	6	2	7	5
7:20	7:28	7:30	7:32	7:34	7:36	7:42	7:45	7:51	7:56

エ 停留所毎の状況 ルートB

城東中	皆福	七又	福嶺	新城	吉野	保良	サデフネ	大原	大道	福里	城辺小前	城辺中前	城東中
生徒数	2	1		5	1	4	2		28			43	
乗車時間	27	26	24	22	19	16	12	11	10	8	7	6	
区間時間	11	1	2	2	3	3	4	1	1	2	1	1	6
7:20	7:31	7:32	7:34	7:36	7:39	7:42	7:46	7:47	7:48	7:50	7:51	7:52	7:58

7 安全確保について

各関係機関の役割・考え方等を以下のとおりとします。

スクールバス安全運行の方針

市教育委員会、学校、保護者、地域住民、バス運転手、利用生徒が協力して、安全なスクールバスとするため、以下を方針とします。

1 市教育委員会

安全に利用できるよう、スクールバス運行管理規則を示します。

2 学校

スクールバス運行計画、運転手への管理・指導、ルートや乗降場所について協議するスクールバス委員会の開催が求められます。

3 保護者（PTA）

安全な利用のために、停留所への車での送迎は禁止です。また、停留所や必要と思われる場所において、安全を指導するボランティアへの協力が求められます。

4 地域住民

スクールバス運行に対する理解、安全を指導するボランティアへの協力が求められます。

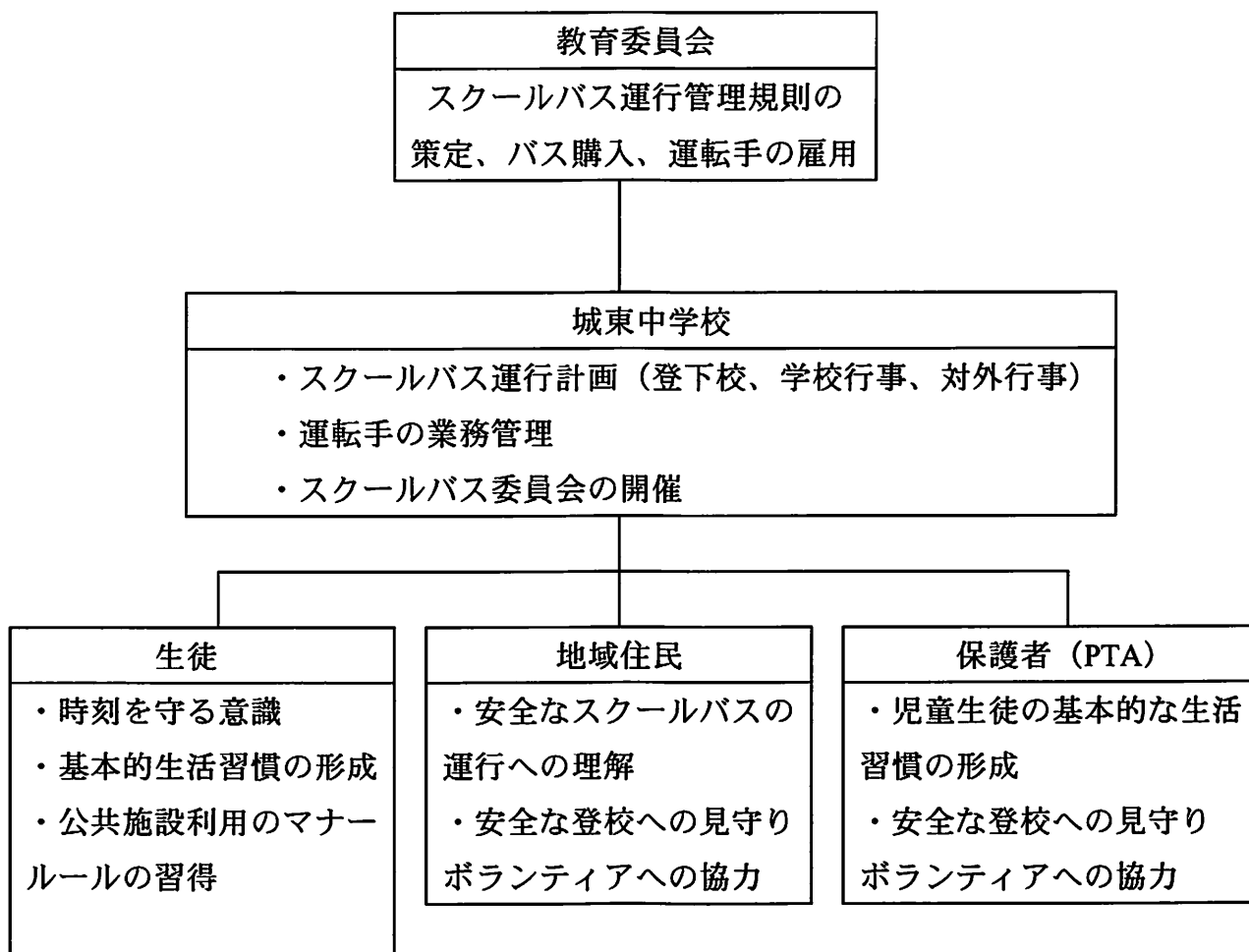
5 バス運転手

安全運転に努め、利用児童生徒への声かけや、安全確認の徹底。また、身近な大人として見本となる行動が求められます。

6 利用生徒

交通マナーを守り、安全指導員や運転手の指示に従い、安全な利用をします。

## 8 安全運行のための組織図



## 9 計画策定までの経緯と導入までのスケジュール

### (1) これまでの経緯

平成31年2月28日	第3回 施設・設備等検討部会 路線バスと市購入バスを併せての導入計画を提案したが、決定に至りませんでした。
令和元年8月26日	第4回 施設・設備等検討部会 市購入バスでの導入計画（案）を再度提案し、了承されました。
令和元年9月30日	第5回 施設・設備等検討部会 3つの経路案と導入車両について協議を行いました。事務局に委任することとなった為、砂川校区から城辺校区の一部の経路と福嶺校区～城辺校区の2つの経路を2台の中型バス（45人乗）の案で進めることになりました。

令和元年12月2日	第4回 城辺地区統合中学校実施計画策定委員会 市購入バス2台の中型バス(45人乗)で2つの経路を 運行するスクールバス導入計画(案)が了承されました。
-----------	---

(2) スクールバス導入計画策定及び運行までの流れ

令和3年4月のスクールバス運行開始に向けて以下のようなスケジュールで準備を行います。令和2年度12月にはバスを購入し、運転手の募集について進めていきます。また、バスの試行運行については学校、PTA等と協力しながら実施します。

令和2年	6月	「城辺地区統合中学校に係るスクールバス導入計画」策定
------	----	----------------------------



令和2年	7月	市購入スクールバス 入札
	12月	” 購入



令和3年	3月	スクールバス試行運行 実施
	4月	城東中学校 開校